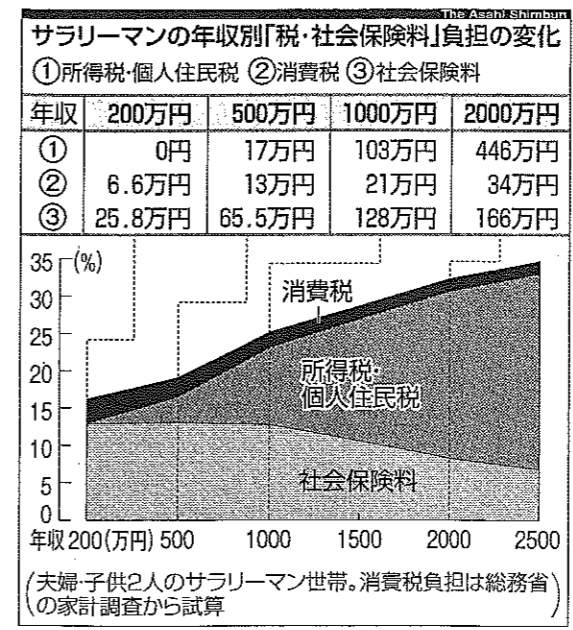


税より重い 社保負担

サラリーマン世帯の9割以上

日本のサラリーマン世帯の9割以上で、年金・医療などの社会保険料負担が、所得税、住民税、消費税を合わせた税負担より重いことが、森信茂樹・中央大法学部教授の試算でわかった。減税や景気低迷で所得税などの税収が低調な一方、低所得者にも一定の負担を求める年金保険料などが年々上がっているためだ。保険料には低所得者ほど負担率が高くなる「逆進性」があり、その度合いは消費税より大きくなっている。(野沢哲也) 11面参照



夫婦と子供2人のサラリーマン世帯をモデルに、所得階層ごとに所得税・個人住民税、消費税、社会保険料それぞれの年収に対する比率(07年時点)を試算した。保険料は厚生年金、政府管掌健康保険(政管健保)、介護保険、雇用保険の合計。年収200万円の世帯は、税負担が消費税だけの年6万6千円(3.3%)に対し、保険料負担は25万8千円(12.9%)と4倍近い。年収500万円だと税負担が30万円(6%)に対し、保険料負担は65万5千円(13.1%)。年収1000万円でも税負担103万円(10.3%)、保険料負担128万円(12.8%)の方が重い。一方、年収1千万円を超えると税負担が社会保険料負担を上回る。年収2千万円では、税負担が480万円(24%)に対し、保険料負担は166万円(8.3%)。国税庁の統計だと、サラリーマンの納税者で06年に年収1千万円を超えたのは全体の5%。大半のサラリーマンにとって保険料の方が重いと言える。日本の所得税は、所得が上がるにつれて税率が5〜40%と段階的に上がる累進課税。

中央大法学部 森信茂樹教授



税制と社会保障 一体で再設計を

税金と年金等の社会保険料負担はこれまで別々に計算され、区別されてきた。保険は受益と負担の関係が明確で税金とは機能が異なる、一緒に考えるのはおかし、という理由からだ。しかし、税金も保険料も、国民には同じ強制的な負担である。基礎年金の3分の1強は税金が投入されている。そもそも年金は、現役世代が納めた保険料がその年の年金受給者に給付される「賦課方式」で、保険料と給付の結びつきは弱い。個人的にも苦い経験がある。大蔵省主税局にいた97年の税制改革時に、縦割りの行政のもと、消費税率の引き上げに加えて(厚生省で)医療保険の負担増も予定されていることに意識が働かず、国民負担の急増がその後の不況の一因となった。税金と保険料を合わせて分析し、問題点を探ることが重要だ。

両者を合わせてグラフにすると、大部分のサラリーマンにとって税負担より社会保険料負担の方が重いと、保険料は所得が少ないほど負担割合が大きくなる逆進性を持っていること、その逆進性の程度は消費税より大きいことが一目瞭然である。

累進税率の所得税は、高所得者から低所得者への所得再分配機能を持つ。一方、年金は現役の勤労者から高

年齢への所得再分配を行っているが、1人あたり平均所得で見ると高所得者は勤労者に見劣りせず、保有する資産は高齢者のほうがずっと多い。このような再分配を大規模に行い続けることは、世代間の負担の公平感の観点から問題である。年金保険料が17年まで毎年引き上げられるなど、社会保険料の負担は増え続けている。これは、保険料は自らの受益に直接はね返るといえる。一種の錯覚から負担増に大きな抵抗がないためだろう。税負担の増加に強い抵抗があるのに対して、年金の景気対策としての所得税の減税や最高税率の引き下げ、金融所得の分離課税などの結果、税による所得再分配機能は経済協力開発機構(OECD)諸国の中で最低水準に低下した。若年層を中心とする格差の拡大、貧困(ワーキングプア)が大きな社会問題となっている。過去の抜本的税制改革時にはこのような問題は存在しなかった。喫緊の政策課題として、税制と社会保険料、さらには社会保障給付を一体的に設計し直し、所得再分配機能の再

■税金や社会保険料を巡る主なできごと

年	税制	社会保険(年金、医療、介護、雇用)
89	消費税創設	所得税減税
90		政管健保の保険料引き上げ
94	所得・住民税特別減税(〜96)	厚生年金など支給開始年齢引き上げ決定
	相続税減税	
95	所得・住民税制度減税	
97	消費税率引き上げ(5%)	サラリーマンら医療費2割負担に
98	所得・住民税特別減税(2回)	
99	所得・住民税定率減税	
00		介護保険スタート
01		雇用保険料引き上げ
		高齢者が医療費1割負担に
03	証券優遇税制	サラリーマンら医療費3割負担に
	相続税減税	介護、雇用、政管健保保険料引き上げ
04	年金課税の強化	年金保険料を毎年引き上げへ
06		一部高齢者が医療費3割負担に
		介護保険料引き上げ
07	所得・住民税定率減税廃止	雇用保険料引き下げ
08		後期高齢者医療制度スタート

景気対策で減税が多用された。その典型は「金融危機」への対応で橋本、小淵内閣が実施した特別減税や「恒久的」とされた定率減税だ。不良債権の抜本処理が遅れるなか、一時しのぎのばらまき型だったため景気や消費の回復に結びつかず、所得税などの税収は減税実施前の水準を回復できていない。

「減税しても、賃金が増えないし、増税があると思えば消費を抑える。期限を決めた特別減税も、やめると増税になるため繰り返すことになり、修復不可能なほど税収に穴があいた」。石弘光・放送大学長(元政府税制調査会長)は言う。

各種控除が積み重ねられた結果、所得税負担が生じる所得水準(課税最低限、夫婦と子ども2人で現行325万円)が高くなった。税率引き下げなどもあり、所得税収はピーク時(26・7兆円、91年)の6割の水準だ。課税対象が狭まり、税収規模や納税額が薄くなって、ますます減税の効果が出ない悪循環にある。それでも総選挙が近づけば減税が叫ばれてきた。

「失われた10年」の反省から小泉政権下の01年以降は「財政出動」を封印し、所得税は控除見直しや定率減税の縮小・廃止で「負担増」に転換する。ただ、少子高齢化に伴って膨らみ続ける社会保障費をまかなうにはほど遠い。消費税の増税も見送られるなかで、社会保障などの財源は社会保険料にシフトしてきた。

年金では、04年の抜本改正で保険料を17年度まで毎年引き上げることが決まった。厚生年金の保険料率で見ると、毎年の引き上げ幅は0.354%(企業負担を含む)。06年度の厚生年金保険料の総額は、改正前の03年度と比べて1.7兆円増えた。1年あたり単純計算で5千億円の負担増は、増税なら国民の反発が必至だが、比較的すんなり決まった。

医療では、サラリーマンらの窓口負担が引き上げられてきたほか、75歳以上の高齢者も保険料を負担する後期高齢者医療制度がスタートした。介護保険などでも保険料の引き上げが続く。その陰で、保険料を払えない「未納」が広がり、将来の潜在的な生活保護受給層が増えている。低所得者層の負担が重くなる保険料に依存してきたツケが見え始めている。

(編集委員・西井泰之)

反発少ない 保険料増

01年以降、国税上回る

低所得ほどずり 1000万円が境目

財務省によると、最も低い5%の所得税率が適用される人(夫婦と子ども2人の世帯で年収608・5万円以下)が納税者全体の6割を占める。実際には、年収からサラリーマンの経費とみなされる給与所得控除や配偶者・扶養家族の控除などに成した各種控除を引いた所得に課税するため、年収に対する負担率は5%を下回る。一律10%の個人住民税を合わせても、年収600万円以下では年収に対する税負担率は5%に達しない。

これに対し、厚生年金や健康保険などサラリーマンの社会保険料は、所得が低くても一定の保険料率が適用される。厚生年金の場合、月収(標準報酬月額)が9万8千円以上であれば加入者本人に7.675%の保険料がかかる。雇用保険料や介護保険料などを合わせると、年収200万円でも保険料の負担率は13%近くになる。

保険料の負担率は年収1千万円を超えると下がりはじめ、以上で強まる。

低所得者ほど負担率が大きくなる「逆進性」は、消費税の問題点として指摘されることが多い。試算では、すべての年収階層で保険料の負担率が消費税を上回っており、保険料の逆進性の方が大きいことが浮き彫りになった。

個人事業主などサラリーマン以外が加入する国民年金の保険料は定額(月1万4410円)。国民健康保険料は定額と定率の組み合わせで自治体ごとに決まる。このため、低所得者ほど保険料負担が重くなる「逆進性」はサラリーマン以上に強まる。

貧社会
支え合いを求めて